

○リコールの概要

不具合の部位 (部品名)	方向指示器 (作動状態表示装置)		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は製の状況及びその原因	自動車の前面または後面に備える方向指示器が故障した場合に、運転者席の作動状態表示装置が作動しない。		
改善措置の内容	自動車の仕様に応じ、次のいずれかの措置を行う。 ①補助方向指示器の電球を対策品に交換する ②補助方向指示器の電球を対策品に交換するとともに制御用リレーを追加取付する ③制御用リレーを追加するもしくは対策品に交換する ④運転者席に作動状態表示装置追加する ⑤後面の方向指示器を標準仕様に戻す ⑥増設した方向指示器を取り外す		
不 具 合 件 数	なし	事 故 の 有 無	なし
発 見 の 動 機	㈱タダノが社内の検査において発見し、その情報を (社) 日本自動車車体工業会経由で各社に展開したことによる。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者：ダイレクトメール等で通知する ・自動車分解整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する (全てのユーザーを把握している場合を除く。) ・改善実施済車には、運転者席側ドア開口部のドアストライカー付近 (トレーラにあっては車台番号打刻位置付近) にステッカーを貼付する 		

※ トラック及びトレーラ 延べ2,091型式・延べ365車種、合計15,341台
 製作期間の全体の範囲 平成17年11月17日～平成19年9月27日

(注) 製作期間は、補助方向指示器の増設等の架装を行った架装事業者の出荷期間。
 保安基準の適用にあたっては、架装事業者から出荷された後に更なる架装が行われる場合があるため、新規検査・登録された日を製作年月日としている。